

新東京都GAP推進事業（認証取得・維持に必要な設備等の補助）
審査会設置要領

5産労農安第118号
令和5年4月1日

第1 設置

新東京都GAP推進事業（認証取得・維持に必要な設備等の補助）実施要綱（平成31年4月1日 30産労農安第1194号）第6条に基づき、新東京都GAP推進事業（認証取得・維持に必要な設備等の補助）審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

第2 職務

審査会は、事業実施主体から提出された事業実施計画の内容について妥当性、実効性があるかどうか審査を行う。

第3 構成

審査会は、次に掲げるもの（準ずるものを含む。）をもって構成する。

- (1) 東京都農業協同組合中央会都市農業支援部長
- (2) 産業労働局農林水産部安全安心・地産地消推進担当部長
- (3) 産業労働局農林水産部食料安全課長
- (4) 産業労働局農林水産部農業振興課長
- (5) 産業労働局農業振興事務所振興課長
- (6) 産業労働局農業振興事務所中央農業改良普及センター所長
- (7) 産業労働局農業振興事務所西多摩農業改良普及センター所長
- (8) 産業労働局農業振興事務所南多摩農業改良普及センター所長
- (9) その他農林水産部長が指定するもの

第4 会長

- 1 会長は、産業労働局農林水産部農業振興事務所振興課長が務める。
- 2 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長が予め指名する委員がその職務を代理する。

第5 運営

- 1 審査会は、会長が招集する。
- 2 議長は、会長の職務とする。
- 3 委員の任期は1年とする。ただし、任期途中で交代した委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 審査会は、委員の半数の出席をもって成立する。審査会の委員は、審査会を欠席する場合、代理出席とするか委任状を提出するものとする。
- 5 会長は、緊急やむをえない事情があり、会議を開催することができない場合には、書類の持ち回りの方法により、各委員の表決を決めることができる。この場合、表決に参

加したものを出席したものとみなす。

第6 事務局

審査会の庶務は、東京都産業労働局農業振興事務所振興課が務める。

第7 その他

この要領に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。